

平成21年度 第2回 芦屋市文化財保護審議会

平成22年3月8日(月)10時～
芦屋市役所 北館4階 教育委員会室

1 教育長挨拶

2 審議事項

(1) 芦屋市指定文化財の指定について(金津山古墳)

配布資料 ・ 芦屋市指定文化財の指定について(諮問)

・ 芦屋市指定文化財の指定同意書(写)

・ 答申書(案)

・ 現況写真

・ 市内の指定文化財一覧

(2) 今後の取り組み, 日程等

3 その他

芦教生第1539号

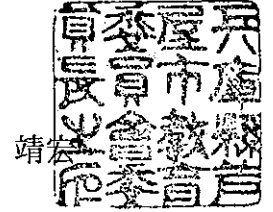
平成22年3月5日

芦屋市文化財保護審議会

会長 多淵 敏樹 様

芦屋市教育委員会

教育委員長 近藤 靖宏



芦屋市指定文化財の指定について（諮問）

芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第7号）第5条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

芦屋市指定文化財の指定について

2 諮問の理由

本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財として指定しようとするため。

3 指定候補資料

別紙のとおり

以上

芦屋市指定文化財候補

名 称 金津山古墳 (かなつやまこふん)

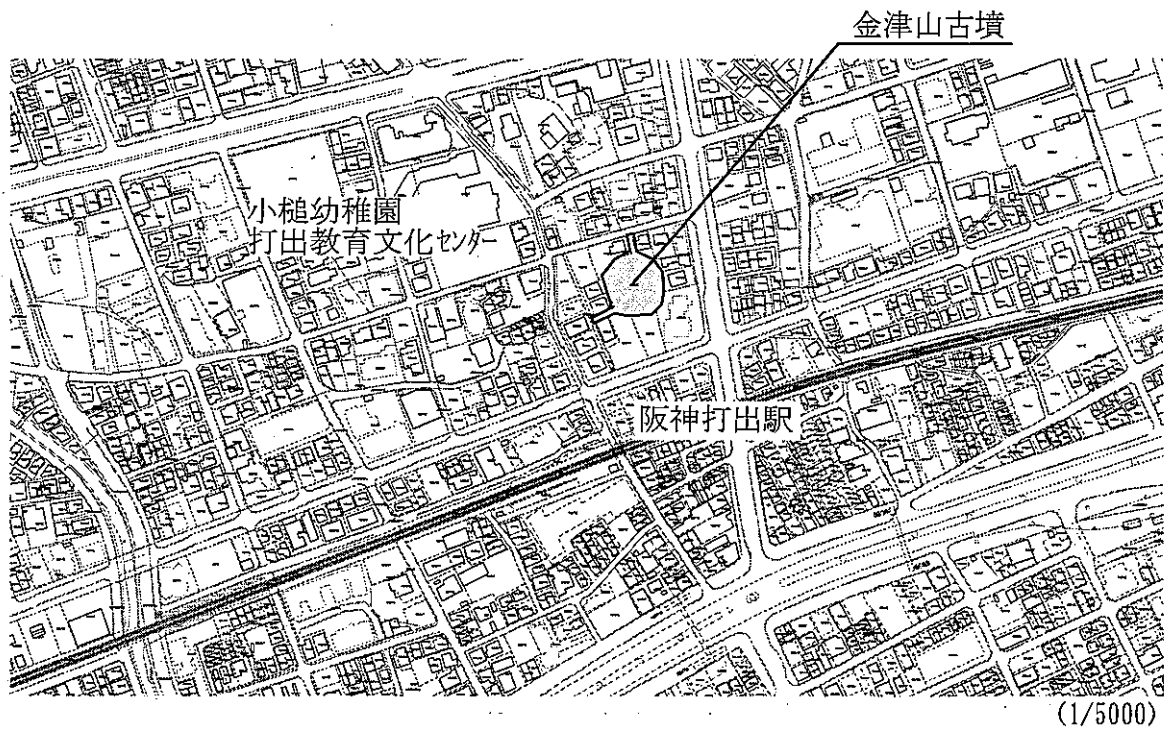
種 別 芦屋市指定史跡

所在地, 面積及び所有者 (管理者)

土地表示 (地番)		面 積	所有者 (管理者)
芦屋市春日町	1 5 3 番	1, 4 2 1. 0 0 m ²	芦屋市
	1 5 6 - 2 番	3 1 6. 5 0 m ²	
計		1, 7 3 7. 5 0 m ²	

指定範囲位置図は次葉を参照願います。

市内位置図



現状及び現在までの調査等の経緯

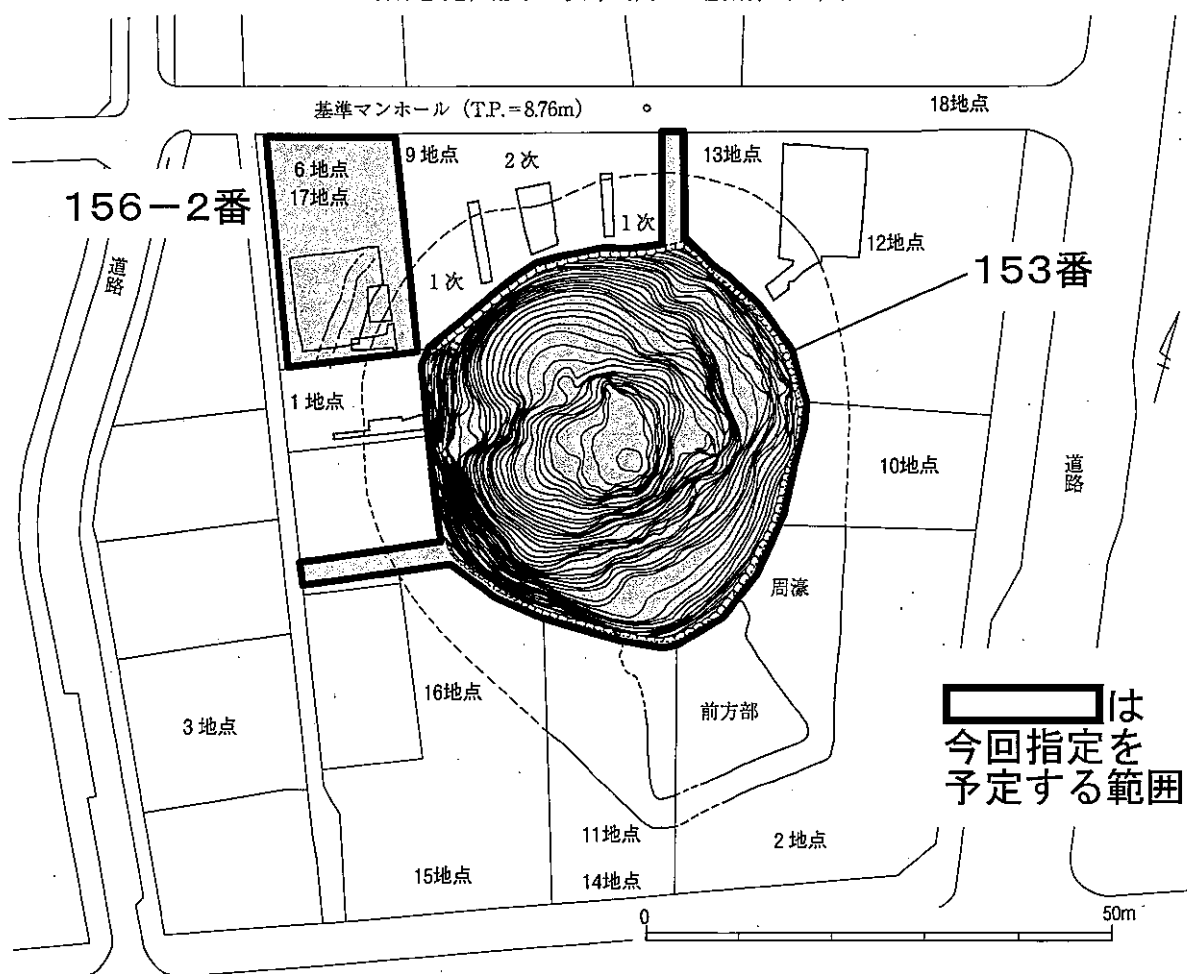
153番地

現状は山林で、古墳の墳形については、従来の調査によって、短小な前方部を有する帆立貝形の前方後円墳（帆立貝形古墳）であり、その周りに馬蹄形の内周濠が巡ることが明らかになっている。墳丘規模は、全長55m、後円部径42m、前方部長13m、前方部前端部18mである。

156-2番地

現状は、福祉施設（建築面積189.46㎡、鉄筋コンクリート造一部木造、地上2階建）が築造されているが、その地下に同古墳の2重目の周濠の一部（外周濠）が埋没保存されている。

指定範囲及び既往調査地点位置図



現在までの調査等の経緯（主要なものの抜粋）

昭和49年度 墳丘外形測量実施。大型円墳として記録。

昭和60年度 第1地点で確認調査実施。円筒埴輪等の初検出、古墳の築造時期を5世紀後半と推定。

昭和62年度 第2地点で確認調査及び本発掘調査実施。前方後円墳の判明。

平成元年度 後円部構造及び段築と埋蔵施設の上面を確認。盗掘形跡の少ないことが判明。

平成2年度 第6地点で確認調査実施。後円部周濠の一部を確認。

平成6年度 墳丘の保存計画予備調査実施。

平成7年度 第9地点で確認調査及び本発掘調査実施。後円部周濠完周を推定。

平成15年度 第12地点で確認調査及び本発掘調査実施。周濠の完周を追認。

平成20年度 第17地点で確認調査実施。2重周濠の存在を確認し、地下保存に至る。

調査等の経緯の詳細については、芦屋市文化財調査報告第75集「金津山古墳発掘調査報告書」を参照。

土地の用途規制等の状況

都市計画区域内 市街化調整区域

第1種中高層住居専用地域（153番地東側は第2種中高層住居専用地域）

芦屋景観地区（市域全域）

史跡指定後の保存管理計画、追加指定等の計画

策定中

その他特記事項

なし

芦屋市文化財保護条例（平成元年4月1日条例第7号）－抜粋－

(指定)

- 第5条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は県の指定を受けた文化財を除き、本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、当該文化財の所有者の申請によるもののほか、あらかじめ当該文化財の所有者の同意を得て行うものとする。ただし、当該文化財の所有者が判明しない場合は、この限りでない。
 - 3 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければならない。

(審議会)

- 第13条 教育委員会に芦屋市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及びその指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

芦屋市指定文化財指定同意書

芦総管第2386号

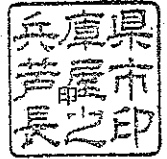
平成22年2月25日

芦屋市教育委員会 様

住所 芦屋市精道町7番6号

芦屋市

氏名 芦屋市長 山中 健



芦屋市文化財保護条例第5条に規定により、次のものを芦屋市指定文化財に指定されることに同意します。

記

1. 種 別 芦屋市指定史跡
2. 名 称 金津山古墳 員数 1, 737.50㎡
3. 所在地 芦屋市春日町153番, 156番2
4. 備 考 なし

(案)

平成22年3月8日

芦屋市教育委員会

教育委員長 近藤 靖宏 様

芦屋市文化財保護審議会

会長 多 淵 敏 樹

諮問事項 芦屋市指定文化財の指定について

答 申 書

平成22年3月5日付け芦教生第1539号で上記諮問を受けた本審議会は、その価値が極めて高いことを確認しましたので、下記のとおり答申します。

記

- 1 金津山古墳は、平成21年度芦屋市指定文化財の指定に値する。
- 2 名称については、金津山古墳（かなつやまこふん）とする
- 3 内 容 別紙のとおり

以上

平成21年度芦屋市指定文化財の指定について

名称 金津山古墳 (かなつやまこふん)

種別 芦屋市指定史跡

所在地、面積及び所有者(管理者)

土地表示(地番)		面積	所有者(管理者)
芦屋市春日町	153番	1,421.00m ²	芦屋市
	156-2番	316.50m ²	
計		1,737.50m ²	

内容

芦屋市内に現存する古墳の墳丘としては最大規模を誇り、二重周濠を備えた希少性は、その被葬者が単なる地方の一豪族にとどまらず、5世紀における仁徳大王を頂点とする畿内王権と密接な関連があったことが推察できることから、特に歴史的、文化的価値が高いと評価するもの。

金津山古墳の墳形及び規模(春日町153番)

芦屋市史においては、兵庫県下屈指の大型円墳という評価が与えられてきたが、近年の調査によって、短小な前方部を有する帆立貝形の前方後円墳(帆立貝形古墳)であり、その周りに馬蹄形の内周濠が巡ることが明らかになっている。墳丘規模は、全長55m、後円部径42m、前方部長13m、前方部前端幅18mを測る。

前方部については、すでに削平されているためその本来の高さを知ることはできないが、東側のくびれ部付近から器台や壺などの須恵器がまとまって出土しており、造出しの存在が推定されている。

後円部は、現在の墳頂が標高15m程度で、その高さは6.0~6.6mと考えられる。

段築成は、後円部の範囲確認調査時の所見から後円丘三段築成と推定されている。

内周濠は、後円部を巡る部分の幅は6~8m、くびれ部で13m、前方部前端の幅が3mで、総長は北西から南東の最大長が約70m、北西から南東の最大幅が約50mを測る。

築造年代

内周濠から出土した埴輪と須恵器の様相から、5世紀後半に位置づけられている。埴輪と共伴する須恵器は、従前の発掘調査で前方部内周濠の底面直上で陶邑TK23型式を上限とする杯などが検出されており、IV期前半の円筒埴輪とは時期的な触れ合いを見せている。

形態・年代などの類例

阪神間の周辺古墳で円丘部規模が比較的近似する古墳は、猪名野古墳群を構成する伊丹市所在の御願塚古墳と柏木古墳がある。

御願塚古墳は、全長 52m、後円部径 39mの規模、後円部は二段築成で、造出しを有する。築造年代については、5世紀の第3四半世紀の年代観が与えられている。

金津山古墳と御願塚古墳との円筒埴輪を比べると、土師質焼成の特徴から、金津山古墳の埴輪が5世紀第3四半世紀の範疇において先行すると言える。

柏木古墳は直径約 55m、高さ 5m程度の円形の墳丘が確認されており、円丘部の周囲には幅 11mの周濠が巡っている。この柏木古墳の周濠から出土した埴輪は、土師質焼成のものが圧倒的に多く、それらの特徴から、金津山古墳の埴輪より古式の傾向が看取できるが、それぞれの古墳の築造時期は近接している。

出土品（円筒埴輪）

金津山古墳出土の円筒埴輪は、全形を推測し得る資料から、4条突帯5段構成のものを原則とするが、器面調整は多様であり、突帯間隔は全体的に圧縮される傾向にある。

埴輪の生産は、古墳時代中期から後期にかけて畿内中枢の生産体制が確立し、大量に使用・消費する円筒埴輪も規格品として統一化が目指されているが、金津山古墳の例は、西摂地域における中期から後期への一貫した一元的な円筒埴輪供給体制の枠組みを唯一先駆的に突き崩す動向であり、後期要素の早い時期における先取性は、二重周濠の存在と共に、畿内政権中枢と直結した古墳造営集団の存在を新たに浮き彫りにしている。

また、帆立貝形という前方部規制の墳丘形態を呈しながら、金津山古墳は円丘部の立面構造を3段築成とするグレードを保っていることも特徴であり、一世代においてこの地域最大級の前方後円墳である打出小槌古墳（5世紀末築造）を後継とする。

二重周濠（春日町156-2番）

金津山古墳は、平成元年度に前方部において実施された面的調査以来、たえず周濠外域における付属施設の存在が予測されてきた。平成19年度の事前調査において、二重目の周濠の一部とみられる遺構が痕跡的ながら検出されるに至っている。

態様

後円部北東側の外周濠は、内周濠から 4.5m外側に位置しており、検出できた長さが 8m、現存幅 1.5～1.8m、残存深度 0.1～0.3mを測る底部のみが遺存している。

なお、外周濠が墳丘を全周していたのか、今回の調査地付近に限定して設けられ

ていたのかは不明である。また、外周濠の本来の規模や、その外側にいわゆる周堤帯があったかどうか、南北朝期以降の削平により判別できない。

堆積初期から形成された水成層の存在から、結果として水堀の様相を呈し、保水能力はあるが、水を湛えることを当初から目的にしたか否かは定かでない。

機能

二重周濠の内・外が同じ機能を有するか否かについては、先行研究において先鞭がつけられており、墓域の広大化、墓域の荘厳化、墓域の隔絶化をはじめとする、個別的事由や機能が広く共有する定式化、目的化の観点が示されている。

これらは相互に関連するが、古墳が墳丘長以外に周外の区画施設を含めた景観総体としての総長の枠組でとらえるべき存在であることを示唆する。

類例

現在、日本列島には5,300基近い前方後円墳が存在する。これは約165,000基存在する国内の古墳の4%弱にすぎない。また、二重周濠が認められる前方後円墳はさらに僅少で、帆立貝形を含めても列島全域で120基程に過ぎず、貴重な存在である。

兵庫県下では二重周濠自体の実例が乏しく、確例としてあげられるのは、御願塚古墳（伊丹市）、野々池7号墳（三木市）、五色塚古墳（神戸市）、玉丘古墳（加西市）、ジヤマ古墳（加西市）、雲部車塚古墳（篠山市）の6基程度である。

帆立貝形古墳への採用は、全国で近畿10基未滿、関東もほぼ同数あり、東海・四国・山陽にもそれぞれ1~2基認められる。そして、その多くの内側周濠が整美な馬蹄形態を採っており、その典型例とも言うべき兵庫県下の2例が阪神地域、西摂平野の東西にやや離れて存在することになる。

二重周濠採用古墳にみられる特徴

稀少な存在であることは周知される特質の第一であるが、二点目の特徴は、隔絶した規模を誇る大王墓に意識的な採用が認められることにある。大王墓導入の原則は、中期を中心に巨大な前方後円墳で占められ、二重周濠古墳の約50%が80m以上の前方後円墳であることをもって、墳丘長相対の上位墳と強い相関をみせている。

5世紀後半は、二重周濠が分布の上でも、規模の上でも拡散をとげる特徴的な時期として捉えることができ、日本列島の分布を追えば、西は中国・四国に広まり、東では美濃や信濃、上野など東山道地方で定着する。

墳形自体にも特徴があり、青塚古墳（香川県）や御願塚古墳（伊丹市）などは帆立貝形古墳で、40~50m規模の面からも金津山古墳は同類型に入ることから、金津山古墳の二重周濠は畿内王権との関係においても積極的な評価を必要とする段階での導入であり、在地の求心力もさることながら中央政治勢力と絡む他律的な所産と言え、古墳からうかがえる政治的要素を色濃くみせる属性の一つとして注目できる。

二重周濠の現在の保存方法

建物建築計画に伴って実施された平成 19 年度調査において、新たに検出された外周濠については、その貴重性から二重の周濠を一括保存することに決定し、周濠を損壊しないように建物の設計変更が行われることとなった。

二重周濠の保存は、建築工事の掘削範囲・深度について、①周濠の両肩から 1.5 m 以上離す、②掘削深度は現地表面から 90cm 未満とする、③内周濠と外周濠の間に基礎杭を打設する場合は周濠に影響を与えない工法で周濠から 1.5m 程度離す、④人力で垂直に掘削する、⑤掘削時は文化財担当職員が立会する、という条件とした。

基礎掘方が完了した時点の土層観察により、周濠埋土等は全く確認されなかったことから、金津山古墳後円部北西側の二重周濠は、建築工事によって損壊を受けず、地下に埋没保存されたことが確認された。

金津山古墳と「倭の五王」の時代

5 世紀は、古墳時代中期と深く関わるとともに、5 人の倭王が合計 10 回、中国宋に遣使し、王権外交を東アジアに進展させた時代としてもよく知られている。

いわゆる讃 (421・425 年)、珍 (430・438 年)、済 (443・451・460 年)、興 (462 年)、武 (477・478 年) の継続的な通使であり、隣接する朝鮮半島の高句麗・百済・新羅三国の王権は激しい争乱接触を行いつつ、いずれも中国南北朝王朝に遣使し、大国の権威や保障を得ようと冊封を受けることに努めており、列島倭政権の入朝も東アジアの激動する情勢と連動するものであった。

その結果、讃の「安東將軍・倭国王」をはじめとする官号爵位の要請、称号の授与だけでなく、朝鮮半島南部の軍事的支配権をも求めたのである。その具体的な動きは、古墳築造にうかがわれる被葬者に体现されており、近畿中枢部の倭の王権は、各地の首長層を直接・間接に掌握し、卓越した存在として政治的諸関係を取り結ぶ経緯をなした。

これは、古墳時代中期における畿内政権が政治的な地域支配の秩序を確立しようとする動きであり、この摂津西部の地域は、5 世紀後半にはその覇権が及んだところとして重要である。金津山古墳から打出小槌古墳へと連なる被葬者の継承関係と畿内中枢の王権の政治的介入についてはなお不分明な点が多いが、未掘である金津山古墳の後円部埋葬施設に副葬されていると見られている甲冑などの保有形態などがそれらを決する素材になる可能性がある。

以上

市内の指定文化財一覧

指定	指定(登録)物件	指定(登録)年 月 日	所在地等	概要
国	(1) 旧山邑家住宅 (ヨドコウ迎賓館)	昭和49. 5. 21	山手町3番10号 榎淀川製鋼所	重要文化財(建造物) 大正13年, アメリカ人建築家フランク・ロイド・ライトの設計により, 建築された。 大正期の鉄筋コンクリート造の建造物としては, 全国で初めて国の重要文化財に指定された。
	(2) 扇面鳥兜螺鈿蒔絵 料紙箱	昭和45. 5. 25	山芦屋町13番3号 滴翠美術館	重要文化財(美術工芸品 工芸品)
	(3) 銅経筒	昭和12. 5. 25	個人所有	重要文化財(美術工芸品 考古資料)
	(4) 埴輪男子跪坐像	昭和34. 12. 18	個人所有	重要文化財(美術工芸品 考古資料)
	(5) 人形浄瑠璃文楽人形	平成6. 6. 27	個人保持	重要無形文化財 芸能
	(6) 中山家住宅主屋 中山家住宅表門 及び塀	平成19. 5. 15	三条町24番16号 個人所有	登録有形文化財(建造物)
	(7) 旧松山家住宅松濤館 (芦屋市立図書館打出分室) 旧松山家住宅塀	平成21. 1. 8	打出小槌町2番 芦屋市	登録有形文化財(建造物)
県	(1) 県指定史跡 芦屋会下山 弥生時代住居址	昭和35. 5. 12	三条町258番地 山手中学校裏山 国土交通省	弥生時代中期から後期の高地性集落跡。 昭和31年, 山手中学校が裏山に教材植物園を作る作業中に, 弥生土器片を発見したのを契機に, 本遺跡の発掘調査が昭和35年まで6次にわたって実施された。 なお, 出土遺物の一部は美術博物館に収蔵。
	(2) 県指定文化財 あしやはいじとうしんぞ 芦屋廃寺塔心礎	昭和38. 4. 19	伊勢町12番25号 芦屋市立美術博物館庭園内 芦屋市	奈良時代から室町時代にかけて, 西山町一帯にあった芦屋廃寺(通称・塩通山法恩寺)の塔心礎と伝えられている。直径約130cm, 高さ50cmのほぼ五角形の自然石で, 中心に直径31cm, 深さ16cmの柄穴 <small>ほぞあな</small> がある。現在, 美術博物館庭園に移設されている。

指定	指定（登録）物件	指定（登録）年 月 日	所在地等	概 要
市	(1) 親王寺所蔵 考古資料一括	平成2. 3. 22	打出町3番21号 親王寺	芦屋市域の古代文化の特色を示す考古資料
	ア 流水文銅鐸1口 (打出堂ノ上出土)			市内出土の唯一の銅鐸で、宝永3年出土を示す文献史料が存在する。外縁付鈕Ⅱ式鐸で、身の高さ32.2cm。
	イ 銅鏡3面 (伝阿保親王塚出土)			三角縁波文帯三神二獸鏡1、内行花文鏡1、三角縁神獸鏡周縁片1の計3点。古墳時代前期の古墳に副葬された鏡群。
	ウ 石帯5点 (四ツ塚出土)			鉦尾1、丸軋2、巡方2の計5点。 「親王寺蔵石帯之図」（毛利家文庫目録5）がある。律令期高官のベルトの装飾具。 阪神地方では、セットで出土する唯一の例。
	(2) 旧三条村 共有文書一括	平成2. 3. 22	三条町9番14号 芦屋市三条会	江戸時代の庄屋「村筆筒」から引き継がれた文書で、明治時代以降は、村総代が管理。昭和8年以降は、三条会館にて保管。近世以降の芦屋の歴史を知る貴重な史料。
	(3) 伝猿丸太夫之墓 建造物	平成2. 3. 23	東芦屋町20番3号 芦屋神社	総高159.5cmの宝塔。 鎌倉時代後期の造立。 花崗岩製。
	(4) 有形民俗文化財 四季耕作図屏風 六曲一双	平成3. 12. 6	伊勢町12番25号 芦屋市立美術博物館 個人所有	縦152cm、横276cm。 紙本著色。江戸時代後期。 江戸時代の農業技術や農耕具を知る上で貴重な文化財。
	(5) 古文書 三好長康山論 裁許状（附、挾板）	平成3. 12. 6	伊勢町12番25号 芦屋市立美術博物館 芦屋市	縦52.6cm、横52.5cm。 永禄3年（1560年）11月21日付。 芦屋庄（芦屋村・打出村）の持山の境界をめぐる山論史料。
	(6) 石造品 日吉神社 石祠	平成5. 3. 8	津知町6番9号 日吉神社	総高58cm、幅51cm。四注寄棟形式の屋根に「永正十七年（1520）」の紀年銘他文字がある市内最古の金石文。
(7) 小阪家住宅	平成6. 3. 23	芦屋市陽光町 地先	平成8年度に解体調査と発掘調査を実施。 現在、芦屋市で建築部材を保存。 当時、市内唯一のワラ葺き住宅。	
(8) 徳川大坂城毛利家 採石場出土刻印石	平成16. 3. 26	芦屋市剣谷17番 地先 芦屋市霊園内	平面二等辺三角形をなす築城石で、長さ1.6m、最大幅0.89m、高さ0.53mを計測する。石材上面には、長州籍毛利家が所用した刻印がみられるが、これは家紋の一字三星を省略したものである。	
(9) 会下山遺跡出土 青銅製漢式三翼鏃	平成19. 3. 2	伊勢町12番25号 芦屋市立美術博物館 芦屋市	現存長4.4cm、最大幅1.2cm。中国秦・前漢代に生産された銅・スズ・鉛の合金で作られた翼を三方にもつ金属製鏃。弩機で発射される飛道具で、弥生時代に日本列島に伝来した舶載品。	

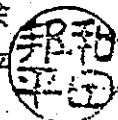
庁議報告資料

平成3年12月9日
社会教育部

平成3年11月16日

芦屋市教育委員会
教育委員長 小西 金積 様

芦屋市文化財保護審議会
会長 和田 邦平



金津山古墳の調査及び整備計画について (建議)

芦屋市文化財保護条例(平成元年度芦屋市条例第7号)第13条第2項の規定に基づき、次のとおり建議します。

記

1 建議事項

金津山古墳の調査及び整備計画について

2 建議内容

金津山古墳は、平成元年度の試掘調査において前方後円墳であることが実証され、伊丹市の御願塚古墳及び神戸市の五色塚古墳に匹敵する地域的な特性をもった学術的価値の高い古墳であることが判明し、注目されたものであります。

このたび芦屋市が金津山古墳及び周辺の用地を買収したことにより、その調査等について意見を求められたので、当審議会において討議を重ねました。

その結果、早急に標記の学術調査及び整備計画を、次の例示を取り入れながら推し進めるよう建議いたします。

なお、整備計画については、市の責任においてなるべく早期に実施されるものと期待します。

3 進め方の例示

- 1年次 (平成4年度)
- (1) 調査委員会の設置（芦屋市文化財保護審議会委員を主に構成すること）
 - (2) 類似古墳の発掘調査計画及び史跡保存整備計画の調査
 - (3) 芦屋市の調査計画案の作成
- 2年次
- (1) 調査組織を結成
 - (2) 内部主体を試掘
 - (3) 内部主体埋葬施設の学術的発掘調査
 - (4) 後円部墳丘外濠地域発掘調査
- 3, 4年次
- (1) 環境復元整備事業の実施
 - (2) 古墳資料展示公開施設（仮称）を開設準備